

奨学生の申込手続き等について

以下に掲載しております「平成30年度 奨学生申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、在学する高等学校等で交付を受けてください。

(高等学校等から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- 奨学金の申込については、学校を通じての申込になります。
- 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、平成30年4月中旬から5月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

平成30年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 **大阪府育英会**

採用貸付課

☎534-0026

大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

TEL 06-6357-6272 (ダイヤル) FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

業務時間 平日 (9:00~17:30)

ホームページ URL <http://www.fu-ikuei.or.jp>

(注) 平成30年度予約奨学生採用者で、「進学届」・「奨学資金借用証書」を平成30年4月上旬に学校へ提出した方は、平成30年度の奨学生として本採用になりますので今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。

また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

2 申込資格

- (1) 学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校(高等課程)に在学する生徒であること。
- (2) 父母等の保護者(親権者両方)が大阪府内に住所を有すること。
保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は生徒の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。
- (3) 平成29年度の市町村民税所得割額(保護者合算)が次のとおりであること。
市町村民税所得割額 251,100円未満(年収めやす(※)800万円未満)
(※) 年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。
実際の額は、家族構成(扶養状況)等により異なります。

3 貸付額と貸付時期

■ 奨学資金貸付額(年額)

10万円

※国公立高等学校等では、各種支援金等により授業料は実質無償となるため、その他教育費としての貸付のみとなります。

■ 貸付時期

振込日 7月10日(火)

※奨学資金は、奨学生(生徒)本人の預貯金口座に振り込みます。

貸付期間は、在学する学校の最短修業期間の終期までです。

2年目からの振込は、5月30日となります。但し、金融機関が非営業日の場合は、翌営業日となります。

提出書類	<p>① 奨学生申込書</p> <p>② 保護者の収入に関する証明書(申込書C票、裏面見本参照) 保護者それぞれに市町村民税所得割額がある場合は、2名分の証明書を添付してください。</p> <p>③ 借用人(生徒本人)及び保護者の住民票(原本・発行から3ヶ月以内) ※保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。 <u>必ず、別紙の「住民票提出における注意事項」を読んだ上で申込書に添付してください。注意事項に記載の内容が守られていない場合、受付できません。</u></p> <p>④ 生徒本人名義の通帳コピー(申込書参照)</p> <p>⑤ 奨学資金借用証書(連帯保証人の印鑑登録証明書添付) ※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入・捺印してください。 <u>借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。</u></p>
提出期限	<p>学校が指定する期日です。在学する高等学校等に確認してください。</p> <p style="text-align: center;">【 学 校 提 出 期 限 : 月 日 () 】</p> <p style="text-align: center;">(期限厳守です。学校が指定する期日を守られない場合は受付できません。)</p>
提出先	<p>在学する高等学校等</p>

- (1) 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者(生徒本人)に通知します。
- (2) 採用通知書を受けた方は、育英会所定の奨学生原票(採用通知時に交付)に必要事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更があったときは、学校を通じて育英会に届け出てください。これらの異動の届出を怠ったときは、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (3) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。
- (4) 平成27年度以降の新入生については、毎年度、保護者の所得状況を確認し当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。また、超過貸付が生じた場合は返還していただきます。
(注)所得状況の確認のため、平成30年6月下旬に平成30年度の「保護者の収入に関する証明書」の提出が必要です。高等学校等就学支援金の申請等で使用する場合は事前に当会提出用にコピーをする等の準備をお願いします。
- (5) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用した事が判明した場合は、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた方について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て奨学生に通知します。

なお、通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て提出いただきます。

奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。

返還金は後輩のための奨学金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6か月を経ってから、定められた返還金額(下表参照)を借用人(生徒本人)の預貯金口座より振替で返還していただきます。
※退学等の卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出し貸付が終了する場合は、その年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は、翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 返還方法は、月賦(振替日は毎月27日)が原則です。
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対し滞納期間に応じ年率14.6%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。
- (4) 返還総額(貸付総額)に対する返還年額は、下の表のとおりです。
返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

返還総額(貸付総額)	返還月額	返還年額
1,440,000 円以下	8,000 円	96,000 円
1,440,000 円超え 1,620,000 円以下	9,000 円	108,000 円
1,620,000 円超え 1,800,000 円以下	10,000 円	120,000 円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円(年額12,000円)が加算されます。		

個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし住所確認調査を行います。

注意事項

- (1) 奨学資金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、返却いたしません。
- (4) 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。
在留資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。
なお、定住者については、将来日本に永住する意志のない方は申込資格がありません。

申込み書類に添付する書類の見本

(添付する書類はコピーでも可。)

見本 A

【大阪市例】(①、②、③をすべて提出してください。)

平成29年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(定額)通知書

課税区分	所得金額	超過損失額	所得控除額の内訳	所得控除額の内訳
所得区分	所得金額	超過損失額	扶養親族・医療扶助控除額等(本人控除)の内訳	所得控除の内訳
給与収入			扶養親族等(扶養) A	所得控除額
退職所得			医療扶助等 B	所得控除額
雑所得			本人控除 C	所得控除額
特別控除額			特別控除 D	所得控除額
所得控除合計			所得控除合計	

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限

納期別	税額(円)	定額納付額(円)	納期限
第1期			平成29年 6月30日
第2期			平成29年 8月31日
第3期			平成29年 10月31日
第4期			平成30年 1月31日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日引き落としします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

公的年金から差し引く控除(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	企業前払額	差引増減額
29年 4月			
29年 6月			
29年 8月			
29年 10月			
29年 12月			
30年 2月			

上記の特別徴収税額のうち、平成29年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の種別	支店名	預金種別	口座番号

平成30年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額

徴収月	税額	企業前払額	差引増減額
30年 4月			
30年 6月			
30年 8月			
30年 10月			

ここに表示されている * 又は人数が「扶養」の内容です。

平成29年度 市民税・府民税課税明細書(その1)

課税区分	台帳番号	区分

所得区分 所得金額 超過損失額 所得控除の内訳

所得区分	所得金額	超過損失額	所得控除の内訳
給与収入			所得控除額
退職所得			所得控除額
雑所得			所得控除額
特別控除額			所得控除額
所得控除合計			

ここに表示されている金額が「市町村民税所得割額」です。

平成29年度 市民税・府民税課税明細書(その2)

課税区分	台帳番号	区分

市民税・府民税の内訳

課税区分	市民税	府民税	合計
給与所得			
退職所得			
雑所得			
特別控除			
所得控除合計			

合計税額の明細

税種	税額	金額
市町村民税		
府民税		
合計		

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区分	金額
都道府県・市区町村に対するもの	
日本赤十字社・同類協会に対するもの	
財団法人・公益社団法人・NPO等に対するもの	
特定非営利活動法人(認定NPO法人)に対するもの	
国・地方公共団体・大阪府・大阪市・港区・区・支庁・市町村・町・村・島根県・島根県庁・島根県教育委員会	

ここに表示されている金額が「市町村民税所得割額」です。

見本 B

平成29年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得区分	所得金額	超過損失額	所得控除額の内訳	所得控除額の内訳
給与収入			所得控除額	所得控除額
退職所得			所得控除額	所得控除額
雑所得			所得控除額	所得控除額
特別控除額			所得控除額	所得控除額
所得控除合計				

ここに表示されている * 又は人数が「扶養」の内容です。

受給者番号 氏名 指定番号

受給者番号	氏名	指定番号

あなたの特別徴収税額を任意で決定・変更した場合、地方自治法第41条第4項第2号の4第32条1項の規定により適用します。また、この処分について不服がある場合は、この処分があったときを起して1年を超えて5年以内(大阪府長に対して審査請求をすることができる)に、税務課長に審査請求をすることができます。

税務課長があなたの取消しの請求は、上記の審査請求に相当する事実があったことを認め、かつ、当該処分が不当であるとして(大阪府長が大阪市の代表者となります)を認めることができます。

なお、処分取消しの請求は、この処分を踏まえてなければ提起することができないとされています。

審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても撤消がないときは、処分が執行(又は手続の履行)により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとして、当該処分を存留して1年以上は不当な理由があるときは、撤消を存留しても処分取消しの請求を受理することができます。

平成 年 月 日 大阪市長

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
変更前税額												
変更額												
変更後税額												

関係先：大阪市 〇〇〇〇 市民税課長 電話 (06) 〇〇〇〇〇〇〇〇

【 住民票提出における注意事項 】

1. 住民票の提出

「借用人（生徒本人）及び保護者の住民票」を提出してください。（申込書C票へ貼付）

- ◎ 住民票は借用人（生徒本人）及び保護者全員分の提出が必要になります。
保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。
- ◎ 住民票は必ず**原本**で発行から**3ヶ月以内**のものを提出してください。（注1）
コピーや古いものは使用できません。

2. 住民票の種類

個人の住民票 又は 世帯全員の住民票のいずれでも結構です。

(1) 個人

借用人及び保護者の住民票を個別で提出する場合、保護者が父母であれば、借用人1通・父母2通の合計3通の提出が必要となります。

(2) 世帯全員

借用人と保護者が同一世帯の場合、世帯全員の住民票1通の提出となります。
世帯全員の住民票には、借用人と保護者以外の同居人（兄弟等）の内容も記載されていますので、ご注意ください。

【特にご注意いただきたいこと】

- (注2) 「複数枚綴り」の住民票は、必ず「全ての書類」を提出してください。
バラバラにしたもの、間の書類を抜いたものは、無効となりますので、ご注意ください。
世帯全員の住民票で、借用人と保護者以外（兄弟等）の分を抜かないでください。

3. 表示省略できる項目

下記の項目については、原則「表示不要」です。（注3）

- 世帯主
- 続柄（ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は表記必要）
- 個人番号（いわゆる「マイナンバー」）
- 本籍
- 筆頭者

4. 保護者が外国籍の方

保護者が外国籍の場合、「在留資格」の表示が必要です。（注4）

- ◆ 必要な在留資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

住 民 票

大阪市の見本

大阪市〇〇区			
住 所	都島区網島町6番20号		
世帯主	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(注3) 原則表示不要</div>		
氏 名	奨学 太郎		
生 年 月 日	昭和47年4月10日	個人番号記載省略	住民票コード記載省略
性 別	男	続柄 世帯主	市民となった年月日 昭和47年4月10日
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
本籍	記載省略		
筆頭者	記載省略		
前住所	平成〇年〇月〇日 異動	大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入	
備考	平成〇年〇月〇日 届出		
氏 名	SHOGAKU HANAKO ELIZABETH 奨学 花子 エリザベス		
通称	奨学 花子		
生 年 月 日	1974年1月1日	個人番号記載省略	住民票コード記載省略
性 別	女	続柄 妻	外国人住民となった年月日 平成〇年〇月〇日
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
国籍・地域	米国		
第30条の45に規定する区分	中長期在留者		
在留期間等	5年		
在留カード等の番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
在留資格	日本人の配偶者等		
在留期間等の満了の日	〇年〇月〇日		
前住所	平成〇年〇月〇日 異動	大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入	
備考	平成〇年〇月〇日 届出		
氏 名	奨学 希望		
生 年 月 日	平成14年8月27日	個人番号記載省略	住民票コード記載省略
性 別	女	続柄 子	市民となった年月日 平成14年8月27日
住所を定めた年月日	平成〇年〇月〇日	届出をした年月日	平成〇年〇月〇日
本籍	記載省略		
筆頭者	記載省略		
前住所	平成〇年〇月〇日 異動	大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入	
備考	平成〇年〇月〇日 届出		
氏 名	*** 以下 余 白 ***		
生 年 月 日		個人番号	住民票コード
性 別		続柄	市民となった年月日
住所を定めた年月日		届出をした年月日	
本籍			
筆頭者			
前住所			
備考			

20180420-〇〇区-ABCD1111-0123

(1/1)

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
平成30年 4月20日

大阪市〇〇区長

電子
公印

(注1)
原本（コピー不可）・発行から3か月以内

(注2)
これらの表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように複数枚ある場合、必ず漏れなく提出してください。